

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

グループホームらくや運営規程

社会福祉法人 向陽会

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人向陽会が開設するグループホームらくや（以下「事業所」という。）が実施する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援2並びに要介護者であって認知症の状態にある者に、適正な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(事業の方針)

- 第2条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の職員は、要支援2並びに要介護状態であって認知症の状態にあるもの（著しい精神状態や著しい行動障害がある者、急性期状態にあるものを除く。）に対して、共同生活住居において、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、一人一人の人格を尊重し、人間としての尊厳を保持できるよう努め、利用者がそれぞれの役割を持ち家庭的な環境のもとで共同生活介護の提供を行う。
- 2 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 利用者の自己決定を尊重すると共に身体拘束等ご利用者の行動を制限しない。但し利用者または他の利用者等の生命または身体を保護する為に緊急やむを得ない場合はこの限りではない。しかしその場合も速やかな解除に努めると共に理由を利用者本人に説明し、理由および一連の経過を報告する。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 グループホームらくや
- (2) 所 在 地 福井市上野本町1丁目3912番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 職員の職種、員数、及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、認知症対応型生活共同介護を提供する。

- (2) 計画作成担当者 ユニットごとに1人以上

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する病院等との連絡・調整を行う。

- (3) 介護職員 ユニット6人以上

介護職員は、認知症対応型共同生活介護を提供する。

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容)

第5条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、要支援2並びに要介護者であって、認知症の状態にある者を対象に共同生活をおくる住居を準備し、利用者3人に1人以上の介護職員を配置し、また、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の介護職員を配置し、共同生活介護を提供する。

（介護計画の作成）

第6条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

（利用料その他の費用の額）

第7条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 食事代（食材費）は、1食につき朝食350円、昼食450円、おやつ50円、夕食450円とする。
- 3 居住費（水道・光熱費を含む）は、1日につき2,100円とする。
- 4 利用料金の支払い方法は、口座振替とし、口座振替手数料は利用者の負担とする。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 6 口座振替手数料
- 7 その他、日常生活で費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明をして同意を得たものに限り徴収する。

（利用者の定員）

第8条 利用者の定員は、1ユニットで9名を利用定員とする。

（利用に当たっての留意事項）

第9条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護への入居に当たっては、主治医の診断書等に基づき、認知症状態であることを確認する。

- 2 利用者が入院治療を必要とする場合は、病院又は診療所を紹介する。
- 3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急時やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。
- 4 利用者は、努めて健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は特別の事由がない限り、これを拒否してはならない。
- 5 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。
 - ① 宗教や習慣の相違で他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ② けんか、若しくは口論すること、泥酔し、又は楽器などの音を異常に大きく出して静寂を乱すことにより他の利用者の迷惑を及ぼすこと。
 - ③ 指定した場所以外で火気を用い、又は寝具の上で喫煙すること。
 - ④ 故意に施設、若しくは物品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

⑤ 施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

⑥ 無断で物品の位置、又は形状を変えること。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

通常の事業の実施地域は福井市とする。

(非常災害対策)

第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者は、社会福祉法人向陽会で選任した者を当て、火元責任者等は消防計画に明示されているものが当たる。

(2) 火災予防を常に心掛け、定期的に点検を行う。

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守点検業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練（消化・通報・避難）…………… 年1回以上

② 利用者を含めた総合訓練 …………… 年1回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的徹底 …………… 随時

(個人情報の保護)

第12条 利用者の個人情報を含む（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画書、各種記録については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

(苦情処理)

第13条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理)

第14条 グループホーム内（居室内、便所、食品、布巾、包丁、まな板、冷蔵庫、洗濯機等）の清潔や衛生を保持し感染症等の防止をする。

2 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第15条 事故防止に努め、事故発生時には事故の状況事故に際して採った処置などを記録し当事業所

の緊急時対応マニュアルに従い協力医療機関または主治医・家族と連絡を取りながらすみやかに対応すると共に事故報告書を作成し福井市担当課、関係市町村ならび当該利用者のご家族に提出を行い事故の再発を防止することに努め賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等)

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(医療体制との連携)

第18条 入居者の様態の急変による要入院及び転倒事故その他夜間の急変時の対応など、医療全般にわたる支援体制を協力医療機関との契約により対応する。

(運営推進会議)

第19条 本事業所は、周辺地域との相互理解を深め、地域に開かれ、地域と支えあうグループホームとなるために入居者、入居者の家族、事業所の所在する市の職員、地域住民の代表等により構成される運営推進会議を設置する。

2 本事業所はおおむね2ヶ月に1回運営推進会議を開催し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人 向陽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年10月1日より施行する。